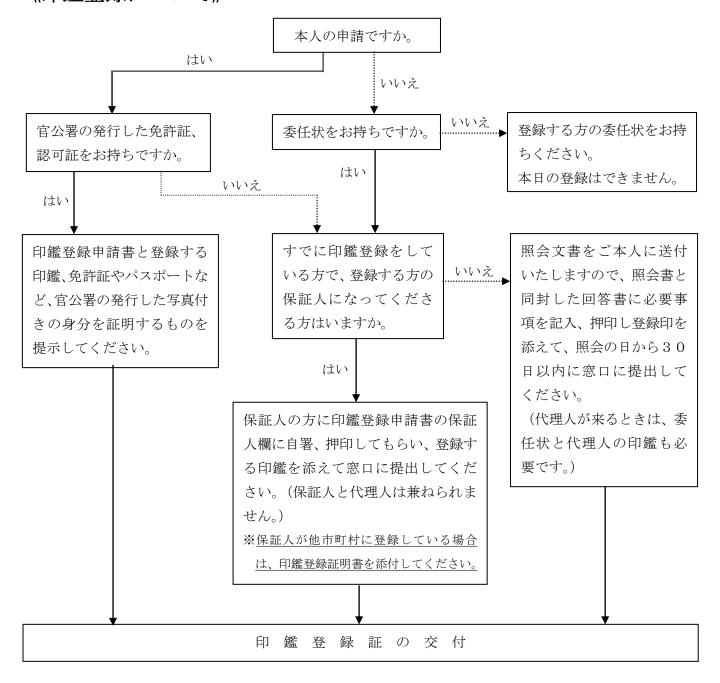
《印鑑登録について》

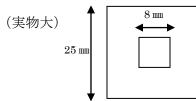


<登録できる印鑑>

- ・氏名を表示したもの(外国人のみ通称可)
- 氏を表示したもの
- 名を表示したもの
- ・氏と名(通称含む)の一部を組み合わせたもの
- ・機械彫り等により一般に市販されているもの (三文判)
- ・非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に記載さ ・その他登録を受けようとする印鑑として適当でな れている氏名のカタカナ表記またはその一部を いもの 組合せたもので表されている印鑑

<登録できない印鑑>

- 氏名を表していないもの
- ・氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印その他の材質で変形しやすいもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・一辺が8㎜の正方形に収まり、25㎜の正方形に 収まらないもの



お問い合わせは

清川村税務住民課 電話 288-3849 (直通)